

寄 附 行 為

学校法人 片 柳 学 園

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人片柳学園と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人の事務所を東京都大田区西蒲田五丁目 23 番 22 号に置く。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条に規定する目的を達成するために次に掲げる学校を設置する。

1. 東京工科大学

大 学 院	バイオ・情報メディア研究科
	工 学 研 究 科
	デザイン研究科
応 用 生 物 学 部	応 用 生 物 学 科
コンピュータサイエンス学部	コンピュータサイエンス学科
メ デ ィ ア 学 部	メ デ ィ ア 学 科
工 学 部	機 械 工 学 科
	電 気 電 子 工 学 科
	応 用 化 学 科
医 療 保 健 学 部	看 護 学 科
	臨 床 工 学 科
	理 学 療 法 学 科
	作 業 療 法 学 科
	臨 床 検 査 学 科
デ ザ イ ン 学 部	デ ザ イ ン 学 科

2. 日本工学院専門学校

工業専門課程

芸術専門課程

3. 日本工学院北海道専門学校

工業専門課程

文化・教養専門課程

医療専門課程

商業実務専門課程

4. 日本工学院八王子専門学校

工科技術専門課程（工業分野）

情報科学専門課程（工業分野）

芸術専門課程（文化教養）

医療専門課程（医療分野）

教育・社会福祉専門課程（教育・社会福祉分野）

5. 東京工科大学附属日本語学校

第 3 章 役員及び理事会

（役員）

第 5 条 この法人には次の役員を置く。

（1）理事 10名

（2）監事 2名

2. 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

（理事会）

第 6 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2. 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3. 理事会は、理事長が招集する。
4. 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
5. 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
6. 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
7. 理事長は、理事総数の3分の2以上から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内にこれを招集しなければならない。
8. 理事長が前項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
9. 第10条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
10. 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りではない。
11. 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
12. 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
13. 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
14. 次に掲げる各事項については、出席した理事の3分の2以上の同意がなければならない。
 - (1) 学長、校長その他重要な教職員の任免
 - (2) 第21条各号に掲げる事項
 - (3) その他法人の業務に関する重要な事項

(理事長の職務)

第7条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の職務及び代表権の制限)

第8条 理事長たる理事以外の理事は、法人の行う業務についてこの法人を代表しない。

2. 理事長たる理事以外の理事は、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

(理事長の職務の代理又は代行)

第 9 条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した他の理事が順次に理事長の職務を代理し又は理事長の職務を行う。

(監事の職務)

第 10 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 カ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2. 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3. 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事の選任)

第 11 条 理事は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 東京工科大学の学長
- (2) 日本工学院専門学校・日本工学院北海道専門学校・日本工学院八王子専門学校・東京工科大学附属日本語学校のいずれかの校長のうちから、理事会において選任された者 1 名

(3) 評議員のうちからその互選によって定められた者 3名

(4) この法人に関係のある学識経験者又は功労者で、前各号に規定する理事の過半数により選任された者 5名

2. 第1項第1号、第2号及び第3号に規定する理事は、学長、校長又は評議員の職を退いたとき理事の職を失うものとする。

3. 理事の選任に当っては、理事全体の中に、その選任の際現にこの法人の役員又は職員でない者が1名以上含まれるようにすることとし、各理事について親族その他特殊関係のある者が1人を超えて含まれることになってはならない。

(監事の選任)

第12条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2. 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員の任期)

第13条 役員(第11条第1項第1号に規定する理事を除く。この条中以下と同じ)の任期は4年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は前任者の残任期間とすることができる。

2. 役員は再任されることができる。

3. 役員はその任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務(理事長にあっては、その職務を含む。)を行う。

(役員の補充)

第14条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1カ月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の3分の2以上出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2. 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了。

(2) 辞任。

(3) 死亡。

(4) 私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(学長の選考等)

第 16 条 学長の選考その他学長に関することは別に定める。

(顧問)

第 17 条 この法人に顧問を置くことができる。

2. 顧問はこの法人に、特別功労があった者のうちから理事長が委嘱する。

3. 顧問は、この法人の業務について、理事長の諮問に答える。

4. 顧問は、理事会並びに評議員会に随時出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(業務の決定の委任)

第 18 条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事会の議事録)

第 19 条 理事会の議長は、理事会の開催の場所、日時、議決事項その他必要な事項について、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録は、議長及び出席した理事のうちから議長が指名した理事 2 名以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3. 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

4. 出席した理事から議事録の記載について異議のあった場合は、その申出に基づき、次の会議に諮って、議長がこれを確認しなければならない。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第 20 条 この法人に理事会諮問機関として評議員会を置く。

2. 評議員会は、21 名の評議員をもって組織する。
3. 評議員会は、理事長が招集する。
4. 評議員会に議長を置き、会議のつど評議員の互選で定める。
5. 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
6. 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
7. 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内にこれを招集しなければならない。
8. 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第 12 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
9. 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
10. 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
11. 前項の場合において、議長は評議員として議決に加わることができない。
12. 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(諮問事項)

第 21 条 次に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準

- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事長において必要と認めた事項

(評議員会の意見具申等)

第 22 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第 23 条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 東京工科大学の学長
 - (2) 日本工学院専門学校・日本工学院北海道専門学校・日本工学院八王子専門学校・東京工科大学附属日本語学校のいずれかの校長のうちから、理事会において選任された者 1 名
 - (3) この法人の職員のうちから、理事会において選任された者 5 名
 - (4) この法人の設置する学校を卒業した者で、年令 25 才以上の者のうち理事会において選任された者 6 名
 - (5) この法人に関係ある学識経験者又は功労者で、前各号に規定する評議員の過半数により選任された者 8 名
2. 前項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に規定する評議員は、この法人の設置する学校の学長、校長又は職員の職を退いたときは、評議員の職を失うものとする。
3. 評議員の選任に当っては、各評議員について親族その他特殊関係のある者が 1 人を超えて含まれることにはならない。

(評議員の任期)

第 24 条 評議員(第 23 条第 1 項第 1 号に規定する評議員を除く。この条中以下同じ)の任期は 3 年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2. 評議員は再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第 25 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、当該者が選任された理事会又は評議員会において理事又は評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2. 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。
- (3) 死亡。

(評議員会の議事録)

第 26 条 評議員会の議長は、評議員会の開催の場所、日時、議決事項その他必要な事項について、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録は、議長及び出席した評議員のうちから議長が指名した評議員2名以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第 5 章 資 産 及 び 会 計

(資 産)

第 27 条 この法人の資産は次のとおりとする。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 授業料及び入学科、選抜料
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2. 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資産とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3. 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4. 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産等の処分の制限)

- 第 29 条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを処分又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(運用財産たる現金の運用)

- 第 30 条 運用財産のうち、現金は确实なる有価証券を購入するか、确实な信託銀行に信託するか又は郵便貯金、若しくは定期預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

- 第 31 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学料、その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

- 第 32 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

- 第 33 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2. この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び実績の報告)

- 第 34 条 決算は、毎会計年度終了後2カ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2. 理事長は、毎会計年度終了後2カ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 35 条 予算をもって決めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。

借入金(当該会計年度の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 36 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2. この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3. 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第 37 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第 38 条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第 39 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 カ月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 40 条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第 6 章 解散及び合併

(解 散)

第 41 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会において、あらかじめ評議員会の意見を求めた上、理事会における理事総数の3分の2以上の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2. 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 42 条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合 併)

第 43 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。

2. 合併は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第 7 章 役員 の 損 害 賠 償 責 任

(役員がこの法人に対する損害賠償責任)

第 44 条 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2. 前項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の免除)

第 45 条 前条第2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第 46 条 第44条第2項の規定にかかわらず、理事（理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条件において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(理事が自己のためにした取引に関する特則)

第 47 条 前2条の規定は、理事が自己のためにしたこの法人との取引によって生じた損害をこの法人に対し賠償する責任については、適用しない。

第 8 章 寄 附 行 為 の 変 更

(寄附行為の変更)

第 48 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。

2. 寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

3. 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 9 章 補 則

(書類及び帳簿の備付け)

第 49 条 この法人は、第 36 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひよう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第 50 条 この法人の公告は、東京工科大学、日本工学院専門学校、日本工学院北海道専門学校、日本工学院八王子専門学校及び東京工科大学附属日本語学校の掲示場に掲示して行う。

(施行細目)

第 51 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

附 則

1. この法人の設立当初の役員は次の通りとする。

理事	大塚 雄二
〃	片柳 鴻
〃	千葉茂太郎
〃	松井 正二
〃	涌井 みつ
監事	宅 和彦
〃	黒瀬 英雄

附則

1. この寄附行為は、昭和 52 年 7 月 5 日より施行する。

附則

1. この寄附行為は、昭和 54 年 7 月 18 日より施行する。

附則

1. この寄附行為は、認可のあった日(昭和 55 年 3 月 7 日)より施行する。

附則

1. この寄附行為は、認可のあった日(昭和 56 年 9 月 25 日)より施行する。

附則

1. この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和 60 年 12 月 25 日)から施行する。

附則

1. この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和 62 年 3 月 27 日)から施行する。

附則

1. この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成元年 5 月 11 日)から施行する。

附則

1. この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成 2 年 10 月 5 日)から施行する。

附則

1. この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成 5 年 3 月 19 日)から施行する。

附則

1. この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成 5 年 12 月 21 日)から施行する。

附則

1. この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成 6 年 3 月 24 日)から施行する。

附則

1. 平成 9 年 3 月 6 日の文部大臣認可の寄附行為は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成 10 年 1 月 26 日)から施行する。

附則

1. この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成 10 年 9 月 16 日)から施行する。

附則

1. この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成 10 年 12 月 22 日)から施行する。

附則

1. この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成 12 年 12 月 20 日)から施行する。

附則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 14 年 3 月 14 日)から施行する。

附則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 14 年 3 月 25 日)から施行する。

附則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 14 年 4 月 5 日)から施行する。

附則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 14 年 12 月 19 日)から施行する。

附則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 17 年 3 月 31 日)から施行する。

附則

1. この寄附行為は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この寄附行為は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. 平成 19 年 3 月 30 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 19 年 5 月 28 日)から施行する。

附則

1. この寄附行為は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(東京工科大学バイオニクス学部バイオニクス学科の存続に関する経過措置)

東京工科大学バイオニクス学部バイオニクス学科は、改正後の寄附行為第 4 条の規定にかかわらず平成 20 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 21 年 10 月 30 日)から施行する。

附則

1. この寄附行為は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この寄附行為は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この寄附行為は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 27 年 5 月 18 日)から施行する。

附則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 28 年 12 月 2 日)から施行する。

附則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 29 年 1 月 30 日)から施行する。

附則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 30 年 4 月 26 日)から施行する。

附則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成30年11月6日)から施行する。

附則

1. この寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。

附則

1. 令和2年3月16日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和2年6月19日)から施行する。

学校法人片柳学園寄附行為変更新旧比較対照表

新	旧																												
(設置する学校) 第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するために次に掲げる学校を設置する。 1. 東京工科大学 <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">大 学 院</td><td>バイオ・情報メディア研究科 工学研究科 デザイン研究科 <u>医療技術学研究科</u></td></tr> <tr> <td>応用生物学部</td><td>応用生物学科</td></tr> <tr> <td>コンピュータサイエンス学部</td><td>コンピュータサイエンス学科</td></tr> <tr> <td>メディア学部</td><td>メディア学科</td></tr> <tr> <td>工 学 部</td><td>機械工学科 電気電子工学科</td></tr> <tr> <td>医療保健学部</td><td>応 用 化 学 科 看 護 学 科 臨 床 工 学 科 理学療法学科 作業療法学科 臨床検査学科</td></tr> <tr> <td>デザイン学部</td><td>デザイン学科</td></tr> </table> 2～5. (略) <u>附 則</u> 1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日 (令和 年 月 日)から施行する。	大 学 院	バイオ・情報メディア研究科 工学研究科 デザイン研究科 <u>医療技術学研究科</u>	応用生物学部	応用生物学科	コンピュータサイエンス学部	コンピュータサイエンス学科	メディア学部	メディア学科	工 学 部	機械工学科 電気電子工学科	医療保健学部	応 用 化 学 科 看 護 学 科 臨 床 工 学 科 理学療法学科 作業療法学科 臨床検査学科	デザイン学部	デザイン学科	(設置する学校) 第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するために次に掲げる学校を設置する。 1. 東京工科大学 <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">大 学 院</td><td>バイオ・情報メディア研究科 工学研究科 デザイン研究科 (新 設)</td></tr> <tr> <td>応用生物学部</td><td>応用生物学科</td></tr> <tr> <td>コンピュータサイエンス学部</td><td>コンピュータサイエンス学科</td></tr> <tr> <td>メディア学部</td><td>メディア学科</td></tr> <tr> <td>工 学 部</td><td>機械工学科 電気電子工学科</td></tr> <tr> <td>医療保健学部</td><td>応 用 化 学 科 看 護 学 科 臨 床 工 学 科 理学療法学科 作業療法学科 臨床検査学科</td></tr> <tr> <td>デザイン学部</td><td>デザイン学科</td></tr> </table> 2～5. (略)	大 学 院	バイオ・情報メディア研究科 工学研究科 デザイン研究科 (新 設)	応用生物学部	応用生物学科	コンピュータサイエンス学部	コンピュータサイエンス学科	メディア学部	メディア学科	工 学 部	機械工学科 電気電子工学科	医療保健学部	応 用 化 学 科 看 護 学 科 臨 床 工 学 科 理学療法学科 作業療法学科 臨床検査学科	デザイン学部	デザイン学科
大 学 院	バイオ・情報メディア研究科 工学研究科 デザイン研究科 <u>医療技術学研究科</u>																												
応用生物学部	応用生物学科																												
コンピュータサイエンス学部	コンピュータサイエンス学科																												
メディア学部	メディア学科																												
工 学 部	機械工学科 電気電子工学科																												
医療保健学部	応 用 化 学 科 看 護 学 科 臨 床 工 学 科 理学療法学科 作業療法学科 臨床検査学科																												
デザイン学部	デザイン学科																												
大 学 院	バイオ・情報メディア研究科 工学研究科 デザイン研究科 (新 設)																												
応用生物学部	応用生物学科																												
コンピュータサイエンス学部	コンピュータサイエンス学科																												
メディア学部	メディア学科																												
工 学 部	機械工学科 電気電子工学科																												
医療保健学部	応 用 化 学 科 看 護 学 科 臨 床 工 学 科 理学療法学科 作業療法学科 臨床検査学科																												
デザイン学部	デザイン学科																												

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類							
区 分		年 度	令和元年度	開設年度の前年度	開設年度	令和4年度	合 計
設置経費	校 地		－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円
	(うち造成費)		借用土地 契約期間・・・令和元年8月15日～令和31年8月14日 平成21年4月 1日～令和元年8月15日				
	施設	基準内	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円
		基準外	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円
	設備	図書	－ 千円	490 千円	－ 千円	－ 千円	490 千円
		教具・校具・備品	－ 千円	9,851 千円	－ 千円	－ 千円	9,851 千円
		小 計	－ 千円	10,341 千円	－ 千円	－ 千円	10,341 千円
新設校の開設年度の経常経費							
合 計			－ 千円	10,341 千円	－ 千円	－ 千円	10,341 千円
既設校からの転共用	施設	基準内	40,113 千円				
		基準外	1,498 千円				
	設備	図書	806 千円				
		教具・校具・備品	2,309 千円				

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	10,341 千円	令和元年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金 62,022,591千円のうち、10,341千円を財源に充当
合 計	10,341 千円	

様式第6号その2(第11条関係)

財 産 目 録 総 括 表			
科 目 \ 年 度	平成 30 年 度 末 (開設年度から3年前の年度)	令和 元 年 度 末 (開設年度の前々年度)	申 請 時 (令和2年3月31日)
一 基本財産	122,440,806 千円	121,417,391 千円	121,417,391 千円
二 運用財産	59,595,799 千円	65,421,515 千円	65,421,515 千円
三 負債額	17,428,865 千円	17,147,990 千円	17,147,990 千円
1 固定負債	2,820,293 千円	2,939,330 千円	2,939,330 千円
2 流動負債	14,608,572 千円	14,208,660 千円	14,208,660 千円
四 基本財産＋運用財産	182,036,605 千円	186,838,906 千円	186,838,906 千円
五 純資産(四－三)	164,607,740 千円	169,690,916 千円	169,690,916 千円

貸 借 対 照 表

令和2年3月31日

(単位 円)

資産の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定資産	124,342,451,944	125,519,203,121	▲ 1,176,751,177
有形固定資産	121,406,846,047	122,430,260,928	▲ 1,023,414,881
特定資産	2,911,556,310	2,790,114,606	121,441,704
その他の固定資産	24,049,587	298,827,587	▲ 274,778,000
流動資産	62,496,453,970	56,517,401,393	5,979,052,577
資産の部合計	186,838,905,914	182,036,604,514	4,802,301,400
負債の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定負債	2,939,330,243	2,820,292,826	119,037,417
流動負債	14,208,659,865	14,608,571,789	▲ 399,911,924
負債の部合計	17,147,990,108	17,428,864,615	▲ 280,874,507
純資産の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
基本金	207,259,239,749	205,431,679,156	1,827,560,593
第1号基本金	205,712,239,749	203,884,679,156	1,827,560,593
第4号基本金	1,547,000,000	1,547,000,000	0
繰越収支差額	▲ 37,568,323,943	▲ 40,823,939,257	3,255,615,314
純資産の部合計	169,690,915,806	164,607,739,899	5,083,175,907
負債及び純資産の部合計	186,838,905,914	182,036,604,514	4,802,301,400

様式第7号その1(第11条関係)

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

○ 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和2年度	八王子キャンパス 校舎修繕工事及び更新工事	八王子キャンパス内校舎 (東京都八王子市片倉町 1404番地1)	令和3年3月迄に 完了予定	東京工科大学既設学部 東京工科大学既設大学院 日本工学院八王子専門学校 共用
	蒲田キャンパス 校舎修繕工事及び更新工事	蒲田キャンパス内校舎 (東京都大田区西蒲田5丁目 104番地1)	令和3年3月迄に 完了予定	東京工科大学既設学部 東京工科大学既設大学院 日本工学院専門学校 東京工科大学附属日本語学校 共用
	北海道キャンパス 校舎修繕工事及び更新工事	北海道キャンパス内校舎 (北海道登別市札内町 184番地3)	令和3年3月迄に 完了予定	日本工学院北海道専門学校 専用
	東京工科大学医療保健学部 リハビリテーション学科設置に係る 施設の整備	蒲田キャンパス内校舎 (東京都大田区西蒲田5丁目 104番地1)	令和3年3月迄に 完了予定	東京工科大学医療保健学部 リハビリテーション学科(新設) 専用
	日本工学院専門学校 施設の整備	蒲田キャンパス内校舎 (東京都大田区西蒲田5丁目 104番地1)	令和3年3月迄に 完了予定	日本工学院専門学校専用
	東京工科大学大学院 医療技術学研究科設置に係る 教具・校具の取得	46点	令和3年3月迄に 完了予定	東京工科大学大学院 医療技術学研究科(新設)専用
	東京工科大学大学院 医療技術学研究科設置に係る 図書の取得	27点	令和3年3月迄に 完了予定	東京工科大学大学院 医療技術学研究科(新設)専用

年 度	事 項	事 業 規 模 等	実 施 時 期	備 考
令和2年度	東京工科大学医療保健学部 リハビリテーション学科設置に係る 教具・校具の取得	—	令和3年3月迄に 完了予定	東京工科大学医療保健学部 リハビリテーション学科(新設) 専用
	東京工科大学医療保健学部 リハビリテーション学科設置に係る 図書の取得	—	令和3年3月迄に 完了予定	東京工科大学医療保健学部 リハビリテーション学科(新設) 専用
	東京工科大学既設学部の 教具・校具の取得	—	令和3年3月迄に 完了予定	東京工科大学既設学部 東京工科大学既設大学院専用
	東京工科大学既設学部の 備品の取得	—	令和3年3月迄に 完了予定	東京工科大学既設学部 東京工科大学既設大学院専用
	東京工科大学既設学部の 図書の取得	—	令和3年3月迄に 完了予定	東京工科大学既設学部 東京工科大学既設大学院専用
	日本工学院専門学校 の 教具・校具の取得	—	令和3年3月迄に 完了予定	日本工学院専門学校専用
	日本工学院専門学校 の 備品の取得	—	令和3年3月迄に 完了予定	日本工学院専門学校専用
	日本工学院専門学校 の 図書の取得	—	令和3年3月迄に 完了予定	日本工学院専門学校専用
	日本工学院北海道専門学校 の 教具・校具の取得	—	令和3年3月迄に 完了予定	日本工学院北海道専門学校 専用
	日本工学院北海道専門学校 の 備品の取得	—	令和3年3月迄に 完了予定	日本工学院北海道専門学校 専用
	日本工学院八王子専門学校 の 教具・校具の取得	—	令和3年3月迄に 完了予定	日本工学院八王子専門学校 専用

年 度	事 項	事 業 規 模 等	実 施 時 期	備 考
令和2年度	日本工学院八王子専門学校の 備品の取得	—	令和3年3月迄に 完了予定	日本工学院八王子専門学校 専用
	日本工学院八王子専門学校の 図書取得	—	令和3年3月迄に 完了予定	日本工学院八王子専門学校 専用
	東京工科大学附属日本語学校の 備品の取得	—	令和3年3月迄に 完了予定	東京工科大学附属日本語学校 専用
	八王子キャンパス 教具・校具の取得	—	令和3年3月迄に 完了予定	東京工科大学既設学部 東京工科大学既設大学院 日本工学院八王子専門学校 共用
	八王子・蒲田キャンパス 備品の取得	—	令和3年3月迄に 完了予定	東京工科大学既設学部 東京工科大学既設大学院 日本工学院八王子専門学校 日本工学院専門学校 東京工科大学附属日本語学校 法人本部 共用

年 度	事 項	事 業 規 模 等	実 施 時 期	備 考
令和3年度	八王子キャンパス 校舎修繕工事及び更新工事	八王子キャンパス内校舎 (東京都八王子市片倉町 1404番地1)	令和4年3月迄に 完了予定	東京工科大学既設学部 東京工科大学既設大学院 日本工学院八王子専門学校 共用
	蒲田キャンパス 校舎修繕工事及び更新工事	蒲田キャンパス内校舎 (東京都大田区西蒲田5丁目 104番地1)	令和4年3月迄に 完了予定	東京工科大学既設学部 東京工科大学既設大学院 日本工学院専門学校 東京工科大学附属日本語学校 共用
	東京工科大学既設学部の 教具・校具の取得	—	令和4年3月迄に 完了予定	東京工科大学既設学部 東京工科大学既設大学院専用
	東京工科大学既設学部の 備品の取得	—	令和4年3月迄に 完了予定	東京工科大学既設学部 東京工科大学既設大学院専用
	東京工科大学既設学部の 図書の取得	—	令和4年3月迄に 完了予定	東京工科大学既設学部 東京工科大学既設大学院専用
	日本工学院専門学校の 教具・校具の取得	—	令和4年3月迄に 完了予定	日本工学院専門学校専用
	日本工学院専門学校の 備品の取得	—	令和4年3月迄に 完了予定	日本工学院専門学校専用
	日本工学院専門学校の 図書の取得	—	令和4年3月迄に 完了予定	日本工学院専門学校専用
	日本工学院北海道専門学校の 教具・校具の取得	—	令和4年3月迄に 完了予定	日本工学院北海道専門学校 専用
	日本工学院北海道専門学校の 備品の取得	—	令和4年3月迄に 完了予定	日本工学院北海道専門学校 専用

年 度	事 項	事 業 規 模 等	実 施 時 期	備 考
令和3年度	日本工学院八王子専門学校の 教具・校具の取得	—	令和4年3月迄に 完了予定	日本工学院八王子専門学校 専用
	日本工学院八王子専門学校の 備品の取得	—	令和4年3月迄に 完了予定	日本工学院八王子専門学校 専用
	日本工学院八王子専門学校の 図書の取得	—	令和4年3月迄に 完了予定	日本工学院八王子専門学校 専用
	東京工科大学附属日本語学校の 備品の取得	—	令和4年3月迄に 完了予定	東京工科大学附属日本語学校 専用
	八王子・蒲田キャンパス 備品の取得	—	令和4年3月迄に 完了予定	東京工科大学既設学部 東京工科大学既設大学院 日本工学院八王子専門学校 日本工学院専門学校 東京工科大学附属日本語学校 法人本部 共用

年 度	事 項	事 業 規 模 等	実 施 時 期	備 考
令和4年度	八王子キャンパス 校舎修繕工事及び更新工事	八王子キャンパス内校舎 (東京都八王子市片倉町 1404番地1)	令和5年3月迄に 完了予定	東京工科大学既設学部 東京工科大学既設大学院 日本工学院八王子専門学校 共用
	蒲田キャンパス 校舎修繕工事及び更新工事	蒲田キャンパス内校舎 (東京都大田区西蒲田5丁目 104番地1)	令和5年3月迄に 完了予定	東京工科大学既設学部 東京工科大学既設大学院 日本工学院専門学校 東京工科大学附属日本語学校 共用
	東京工科大学既設学部の 教具・校具の取得	—	令和5年3月迄に 完了予定	東京工科大学既設学部 東京工科大学既設大学院専用
	東京工科大学既設学部の 備品の取得	—	令和5年3月迄に 完了予定	東京工科大学既設学部 東京工科大学既設大学院専用
	東京工科大学既設学部の 図書の取得	—	令和5年3月迄に 完了予定	東京工科大学既設学部 東京工科大学既設大学院専用
	日本工学院専門学校の 教具・校具の取得	—	令和5年3月迄に 完了予定	日本工学院専門学校専用
	日本工学院専門学校の 備品の取得	—	令和5年3月迄に 完了予定	日本工学院専門学校専用
	日本工学院専門学校の 図書の取得	—	令和5年3月迄に 完了予定	日本工学院専門学校専用
	日本工学院北海道専門学校の 教具・校具の取得	—	令和5年3月迄に 完了予定	日本工学院北海道専門学校 専用
	日本工学院北海道専門学校の 備品の取得	—	令和5年3月迄に 完了予定	日本工学院北海道専門学校 専用

年 度	事 項	事 業 規 模 等	実 施 時 期	備 考
令和4年度	日本工学院八王子専門学校の 教具・校具の取得	—	令和5年3月迄に 完了予定	日本工学院八王子専門学校 専用
	日本工学院八王子専門学校の 備品の取得	—	令和5年3月迄に 完了予定	日本工学院八王子専門学校 専用
	日本工学院八王子専門学校の 図書の取得	—	令和5年3月迄に 完了予定	日本工学院八王子専門学校 専用
	東京工科大学附属日本語学校の 備品の取得	—	令和5年3月迄に 完了予定	東京工科大学附属日本語学校 専用
	八王子・蒲田キャンパス 備品の取得	—	令和5年3月迄に 完了予定	東京工科大学既設学部 東京工科大学既設大学院 日本工学院八王子専門学校 日本工学院専門学校 東京工科大学附属日本語学校 法人本部 共用

様式第10号その1(第12条関係)

資 金 収 支 予 算 決 算 総 括 表

(収入の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開 設 年 度	完 成 年 度
		新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		5,600	10,050
手数料収入		165	165
寄付金収入		0	0
補助金収入		0	0
資産売却収入		0	0
付随事業・収益事業収入		0	0
受取利息・配当金収入		0	0
雑収入		0	0
借入金等収入		0	0
前受金収入		3,450	3,450
その他の収入		0	0
資金収入調整勘定		0	△ 3,450
前年度繰越支払資金		0	6,762
収入の部合計		9,215	16,977

(支出の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開 設 年 度	完 成 年 度
		新設校分	新設校分
人件費支出		0	0
教育研究経費支出		1,546	3,100
管理経費支出		907	1,816
借入金等利息支出		0	0
借入金等返済支出		0	0
施設関係支出		0	0
設備関係支出		0	0
資産運用支出		0	0
その他の支出		0	0
〔 予備費 〕		0	0
資金支出調整勘定		0	0
翌年度繰越支払資金		6,762	12,061
支出の部合計		9,215	16,977

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科 目			年 度	開 設 年 度	完 成 年 度
				新設校分	新設校分
教育活動収支	収 入	学生生徒等納付金		5,600	10,050
		手数料		165	165
		寄付金		0	0
		経常費等補助金		0	0
		付随事業収入		0	0
		雑収入		0	0
		教育活動収入 計		5,765	10,215
	支 出	人件費		0	0
		教育研究経費		1,546	3,100
		管理経費		907	1,816
		徴収不能額等		0	0
		教育活動支出 計		2,453	4,916
教育活動収支差額				3,312	5,299
教育活動外収支	収 入	受取利息・配当金		0	0
		その他の教育活動外収入		0	0
		教育活動外収入 計		0	0
	支 出	借入金等利息		0	0
		その他の教育活動外支出		0	0
		教育活動外支出 計		0	0
		教育活動外収支差額			
経常収支差額				3,312	5,299
特別収支	収 入	資産売却差額		0	0
		その他の特別収入		0	0
		特別収入 計		0	0
	支 出	資産処分差額		0	0
		その他の特別支出		0	0
		特別支出 計		0	0
		特別収支差額			
〔 予備費 〕				0	0
基本金組入前当年度収支差額				3,312	5,299
基本金組入額合計				0	0
当年度収支差額				3,312	5,299
前年度繰越収支差額				0	3,312
基本金取崩額				0	0
翌年度繰越収支差額				3,312	8,611

(参考)

事業活動収入 計	5,765	10,215
事業活動支出 計	2,453	4,916